

「大曲の花火」物産販売募集要項

1. 事業目的

「大曲の花火」を訪れる観光客に、大仙市の物産販売をもって「おもてなし」をするとともに、会員に物産販売の機会を設け、各々の商品のPRと販売促進をすることで経済活性化に寄与する。

2. 主催

大仙市観光物産協会

3. 出店内容

(1) 秋田県の農産物及びその加工品や特産品の販売

(2) 飲食料品の販売

※大曲技術専門学校（県南まるごと物産展会場）での販売品は、秋田県の農産物とその加工品や特産品（伝統工芸品を含む）に限定しており、全国のコンビニや自動販売機で扱っている缶ビールや缶ジュース、ペットボトル飲料、菓子等の販売はできません。もし、販売に適さない商品を見かけた場合には事務局の判断により撤去を求めることがあります。

4. 販売日時・場所

(1) 販売日時

平成26年8月23日（土）

| 販売場所 | 販売日時 |
|---|-------------|
| ①大曲技術専門学校 県南まるごと物産展会場 主催：秋田県仙北地域振興局 | 10:00～18:00 |
| ②大仙市中央公園入口 | 10:00～23:00 |
| ③大川西根総合センター | 10:00～23:00 |
| ④仙北地域振興局 | 10:00～23:00 |
| ⑤大曲市民会館 | 10:00～23:00 |
| ⑥トラックステーション | 12:00～23:00 |
| ⑦グランドパレス川端裏 | 10:00～23:00 |

※③～⑦は大型バス予約駐車場となっています。場所は別紙地図を参照願います。

※花火大会終了時間は、21時30分頃となっております。

※販売場所によっては交通規制がかかるため、入退場に制限がかかります。（後述）

(2) テント・長机・イス

出店ブース：1団体1ブース（2.7×2.7mのテント1張）

①～⑦の販売場所で合計約**16ブース**を用意しております。

当協会ですみ用意する備品は

テント1張

長机3本（180×45cm）

イス2脚

5. 出店料

売上金の5%（売上10万円以下は5千円）

※売上報告書を提出していただき、それに基づいて後日請求書を送付します。

※支払方法は、当協会指定口座への振り込みまたは、直接事務局へお支払いいただきます。

※①大曲技術専門学校に関しては、実費（設備費等）相当額と5千円の合わせた金額を徴収します。売上金の5%はいただきません。

参考内訳：駐車場管理費…駐車場使用台数で按分

仮設トイレリース費…テント張数で按分

会場バリアードリース費…テント使用面積で按分

発電機リース費…使用ワット数で按分

※②、⑦に関しては、駐車場管理料金として別途千円をお支払いいただきます。

6. 出店申し込み

(1) 申込資格 大仙市観光物産協会会員であること。

(2) 申込用紙 希望会員は申込用紙に必要事項を漏れなく記載の上、締切日まで事務局に提出する。申込用紙は事務局・大仙市観光情報センターに設置しているもの、または当協会のホームページからダウンロードしたものを使用する。

(3) 受付期間 平成26年6月16日（月）～7月4日（金）

(4) 申込方法 別紙申込書にてFAXまたは郵送での申し込みとする。

(5) 販売場所 第3希望まで申込可能

※第2希望以下がない場合は、記入の必要はありません。

（希望されない駐車場での抽選対象とはなりません。）

(6) 抽 選 応募者多数の場合は抽選の上、決定する。

(7) 当選発表 応募者の中より当選した会員には、7月15日頃郵送にて通知し、同日ホームページでも発表する。

※出店者説明会の案内通知の発送をもって当選通知に代えさせていただきます。

(8) キャンセル キャンセル分については、落選された会員を対象に再抽選し、当選者には電話で連絡する。

(9) 説 明 会 出店者説明会は、7月24日（木）に開催する。

時間・場所については、7月15日頃発送する案内通知に記載する。

7. ガス・電源・照明

調理機材・ガス・熱源・電源・照明は、出店者側で用意していただきます。発電機を持ちこんでも構いませんが、運営上、騒音が問題になる場合は、若干離れた場所へ設置していただく場合がございます。

※①大曲技術専門校では、発電機を用意しております。電気ドラム等は出店者側で準備してください。

8. 消化器具

火器を利用する出店者は、必ず消火器をご用意いただき、テント内に準備してください。火気の使用（炭やガスコンロ等）にあたっては、地面などに直接触れない対策を講じてください。

9. 保健所営業許可

保健所に申請手続きの必要な食品等を販売する場合は、出店者自身で許認可等の申請を行っていただきます。

10. 酒類販売

酒類販売の許可証は事務局側で発行しますので、希望者は申請書を提出してください。その後の税務署への届出等は出店者が行ってください。

11. ゴミ処理

売り場周辺は、各自の責任で常に清掃を行い、発生したごみ等はお持ち帰りください。

12. 水道

出店場所付近に水道（飲用不可）があるのは、次の場所となっています。

①大曲技術専門校

④仙北地域振興局

※①、④は、必要最小限の使用ということで許可を得ていますので、手洗いのみの使用とし、食器洗い等しないよう節水にご協力ください。

13. トイレ

付近の仮設トイレか公共施設のトイレをご利用ください。

14. 片付け

販売終了後は、付近の清掃を行っていただき、テントをたたんで長机とイスを一カ所にまとめておいてください。

15. 駐車場

出店場所の近くに1団体1台分の駐車スペースを確保しておりますので、そちらをご利用ください。詳細は7月の出店者説明会で説明します。

1 6. 交通規制

①、②、⑦については、8月22日（金）午後3時から交通規制がかかるため、通行に必要な通行届出車証を出店者説明会で配布いたします。

③については、9：00～24：00まで交通規制がかかりますので、ご留意願います。

1 7. お問い合わせ先

大仙市観光物産協会事務局 担当：片村・寺村

〒014-0027 大仙市大曲通町3番3号

TEL 0187-88-8481 FAX 0187-88-8487

e-mail : welcome_daisen@aqua.ocn.ne.jp